

滞納処分に関するQ&A

納税が困難な場合は納税相談のご連絡をお願いします

- Q** 滞納処分ってどういうことですか？

A 差押えや搜索など強制的に税を徴収することです。
- Q** 本人の同意は必要ないのですか？

A 本人の同意は必要ありません。国税徴収法第47条により督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納が無い時は、差押えをしなければならない事になっています。
- Q** 差押えをされない方法はないのですか？

A 納期が来る前に相談ください。電話でのご相談でも大丈夫です。
- Q** 差押えをされてしまいましたが解除する方法はないのですか？

A 財産が存在しうる状況では滞納税を完納すれば解除されます。
- Q** テレビで滞納者の家に行って搜索をしている番組がありました。玉村町でも行っていますか？

A 玉村町でも行っています。平成28年度は8件の搜索を行いました。換価価値のある財産を発見し、差押えの上、公売しています。
- Q** 町税を滞納していることはわかっていますが、他の借入等があって税金を納付できません。

A 様々な事情があるかもしれませんが「税金はすべての債務に優先する」と地方税法に定められています。つまり、個人の借金より税金を優先して納めてもらう必要があります。
- Q** 介護保険料や後期高齢者医療保険料が払えない場合でも差押えがありますか？

A それぞれに税と同様に滞納処分の対象となります。
- Q** 配偶者の介護保険料を請求されましたが、支払わなくても大丈夫ですか？

A 支払う必要があります。介護保険料と後期高齢者医療保険料には連帯債務があり、配偶者には支払い義務があります。

差押えた不動産を公売します

町では、町税滞納者に対して、財産（不動産・給与・預金など）の差押えを行っています。財産の差押えを行っても納付しない滞納者に対して、差押えをした不動産等を売却し、滞納となっている税金に充てます。今回の公売は町単独ではなく、県と中部県民局管内の市町村との合同で行います。公売は中止になる場合があります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

- 公売期日 11月28日（火） 受付時間 午後1時～ 入札の説明 午後1時30分～
- 公売開始（入札）の時間 午後2時～2時10分まで
- 公売の場所及び改札の場所 前橋合同庁舎敷地内 群馬県地域防災センター（前橋市上細井町2142-1）
- 開札の時間 午後2時11分 売却決定の日時 12月5日（火）午後10時
- 売却決定の場所 各執行機関が定める場所 代金納付の期限 12月5日（火）午後2時30分

- ◎ 各物件の詳細は、それぞれの執行機関へお問い合わせください。
- 玉村町税務課収税室 ☎ 0270-64-7704(直通) ○前橋市収納課収納第四係 ☎ 027-898-6230(直通)
 - 渋川市納税課特別収納推進室 ☎ 0279-22-2390(直通)
 - 伊勢崎市滞納整理課特別整理係 ☎ 0270-27-8804(直通) ○榛東村税務課 ☎ 0279-54-2211(内線166)
 - 吉岡町財務課税務室 ☎ 0279-26-2238(直通) ○前橋行政県税事務所収納第一係 ☎ 027-234-1800(代表)
 - 渋川行政県税事務所収納係 ☎ 0279-22-4050(代表)
 - 伊勢崎行政県税事務所収納第一係 ☎ 0279-24-4350(代表)

税金の納付を忘れていませんか？

● 税務課収税室 ☎ 64-7704 ●

● 町税を滞納すると滞納処分が執行されます ●

税金は、福祉・教育などの身近な住民サービスに使われる大切な財源です。必ず納期限内に納付いただくようお願いいたします。

納期限内に納付がない場合、延滞税が加算される場合があります。延滞税はいかなる理由があっても免除されません。

また、多くの納期内納税者との公平を保つために差押えなどの滞納処分の対象となります。事情により納期内の納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

平成28年度より介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付についても税務課で相談いただけます。税同様に納期限内納付をお願いします。

延長窓口を実施しています

平日の昼間にお仕事などにより、納税や納税相談ができない人には毎週月曜日（祝日の場合は翌日）午後7時まで延長窓口を開設しています。

事前の連絡などは不要です。また、電話での相談も可能です。

納税が困難な場合の納税相談

町税は一定の条件に応じて公平に課税していますので、事情により納税が困難な場合や税金が高いと感じた場合には、扶養の取り忘れなどに気づく場合がありますのでご相談ください。また、「換価の猶予」など納税を猶予する制度もあります。

便利な口座振替

「うっかり忘れ」を防ぐことができます。手続きいただくとご指定いただいた税目が納期日に自動的に引き落としされます。

税の徴収率と滞納処分の状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
税の徴収率	99.07%	99.31%	99.45%	99.53%
差押え件数	1030件	1619件	1542件	1335件

皆様のご協力により差押え件数が減少傾向にあります。滞納処分には1件あたり約1,000円の費用が必要とされています。経費削減の上でも納期限内納付にご協力ください。

滞納処分までの流れ

